

2012年12月14日 全6頁

# バーゼルⅢ、国内基準行版（案）公表（概要）

## コア資本、CVAを導入、最低自己資本（コア資本）比率は4%

金融調査部  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 2012年12月12日に、金融庁は、国内基準行向けの自己資本比率規制改正案を公表した。
- 新基準案では、バーゼルⅢを受けて、コア資本の定義を導入しており、従来の Tier1 資本、Tier2 資本、Tier3 資本の区分はなくしている。コア資本は、普通株式、強制転換条項付優先株式、内部留保、その他の包括利益累計額の一部（退職給付債務関連、為替換算調整勘定）の合計から調整項目（控除項目）を控除して算出する。調整項目は国際統一基準行に適用される基準の考え方に準じている。
- これまでマーケット・リスク規制を適用していなかった国内基準適用の銀行・銀行持株会社についても、一定の要件に該当する場合はマーケット・リスク規制が適用される。
- 分母のリスク・アセットには、CVA リスク相当額（÷8%）、CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーも算入される。CVA リスク相当額には簡便法が設けられている。
- 重要な出資には 1250%、他の金融機関等の資本調達手段（普通株式等以外）、特定項目（調整項目不算入部分）は 250%のリスク・ウエイトを適用する。
- 維持すべき自己資本比率（コア資本の比率）は 4%以上である。
- 金融庁は、改正基準案について、2013年1月18日の正午まで意見募集する。適用は 2014年3月末からの予定であるが、原則 10年間の経過措置を導入し、段階的に実施される。

## 1. 自己資本比率の算式

国内基準行の自己資本比率は、下記による。

銀行、銀行持株会社の自己資本比率	$\frac{\text{コア資本に係る基礎項目額} - \text{コア資本に係る調整項目額}}{\text{信用リスク・アセットの合計額} + \text{マーケット・リスク相当額合計額} \div 8\% * + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\%} \geq 4\%$ <p>* 即ち、12.5倍にすること</p>
信用金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会	$\frac{\text{コア資本に係る基礎項目額} - \text{コア資本に係る調整項目額}}{\text{信用リスク・アセットの合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\%} \geq 4\%$

## 2. コア資本の内容

「コア資本」は、下記の基礎項目の合計額から調整項目の合計額を控除して算出する。

- 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く）。株主資本には内部留保を含む。
- 連結の自己資本比率規制では、「その他の包括利益累計額」のうち、下記以外のもの。したがって、退職給付債務関連（退職給付に係る調整額）<sup>1</sup>、為替換算調整勘定は含まれることになる。単体の自己資本比率規制では、「その他の包括利益累計額」は含まない<sup>2</sup>。
  - ・ その他有価証券評価差額金<sup>3</sup> ・ 繰延ヘッジ損益 ・ 土地再評価差額金
- 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額
- 一般貸倒引当金の額（信用リスク・アセットの1.25%まで）。内部格付手法採用行の場合は、期待損失額の合計額を超過する適格引当金の合計額（CVA リスク関連、CCP（中央清算

<sup>1</sup> 新退職給付会計により、2014年3月期末から連結財務諸表において計上される。新規制案において経過措置あり。

<sup>2</sup> その他の包括利益累計額の計上されるのは連結財務諸表のみであり、単体の財務諸表では計上されない。農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会は「その他の包括利益累計額」をコア資本に含まない。

<sup>3</sup> 現行規制でも、「その他有価証券評価差額金」がプラスの場合は、自己資本には算入しない。さらに、2014年3月30日までは、「その他有価証券評価差額金」がマイナスでも、自己資本から控除しないこととされている。新規制では、プラスの場合もマイナスの場合も自己資本には反映されない。

機関) 関連エクスポージャー以外の信用リスク・アセット額の0.6%が上限)

● コア資本に係る調整後少数株主持分の額

「普通株式」の定義は、普通株式等Tier1資本と同様である<sup>4</sup>。

「強制転換条項付優先株式」の条件は、国際統一基準行の「その他Tier1」の条件と同様の考え方に基づいている<sup>5</sup>。ただし、国際統一基準行の「その他Tier1」の条件と異なり、下記の特約が定められていることは求めている。

負債性調達手段の場合、(実質的な破綻状態に至る前の)一定の水準を下回った場合には元本の削減及び普通株式への転換がなされる。

銀行が実質的に破綻に至った場合に元本の削減又は普通株式への転換がなされる。

代わりに、一定の期限の到来を条件として普通株式に転換されることという条件が盛り込まれている。

「調整後少数株主持分」、「調整項目」は、基本的には、国際統一基準行と同様である<sup>6</sup>。

### 3. マーケット・リスク規制

これまでマーケット・リスク規制を適用してこなかった銀行や銀行持株会社であっても、下記のいずれかに該当する場合は、マーケット・リスク規制の適用が求められる。

- ① 直近の期末から算出基準日までの間の特定取引勘定の資産及び負債の合計額(特定取引勘定を設定していない場合は、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額)の最大額(算出基準日が期末の場合は合計額)が、1,000億円以上
- 上記①の最大額(算出基準日が期末の場合は当該基準日の①の合計額)が直近の期末の総資産額(算出基準日が期末の場合は当該基準日の総資産額)の10%以上

なお、国内基準を適用する信用金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会に対しては、マーケット・リスク規制は適用されない。

<sup>4</sup> 詳しくは、大和総研 Legal and Tax Report「バーゼルⅢ告示①普通株式等 Tier1 比率(連結)」(2012年4月12日 金本 悠希)を参照。

<sup>5</sup> 詳しくは、大和総研 Legal and Tax Report「バーゼルⅢ告示②Tier1 比率(連結)」(2012年4月19日 金本 悠希)を参照。

<sup>6</sup> 詳しくは、大和総研 Legal and Tax Report「バーゼルⅢ告示①普通株式等 Tier1 比率(連結)」(2012年4月12日 金本 悠希)を参照。

## 4. 分母の信用リスク・アセット

### (1) CVA リスク相当額、CCP（中央清算機関）関連エクスポージャー

分母の信用リスク・アセットには以下が追加されている。

◇CVA リスク相当額を 8%で割った額

◇CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

ただし、CVA リスク相当額については、内部格付手法採用行、内部モデル方式採用行、先進的計測手法採用行、期待エクスポージャー方式の採用の認可取得行以外の国内基準行は、次のような簡便的なリスク測定方式を用いることができる。

派生商品取引（※）の信用リスク・アセットの額 × 12%

（※） CCP（中央清算機関）、資金清算機関等を相手方とする派生商品取引を除く

CVA リスク相当額や CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの算出規定は、銀行・銀行持株会社のみならず、信用金庫・同連合会、信用協同組合・同連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会も対象となっている。

### (2) 重要な出資、他の金融機関等の資本調達手段（調整項目以外）、特定項目のリスク・ウエイト

#### ① 重要な出資のエクスポージャー

10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的としている者に限り、「その他金融機関等<sup>7</sup>」を除く）に係る出資（対象出資）のうち、自己資本の額（調整項目控除後のコア資本）<sup>8</sup>の15%を上回る部分については、1250%のリスク・ウエイトを適用する。

対象出資のうち、1250%のリスク・ウエイトが適用される部分以外の部分の合計額が自己資本の額の60%を上回る部分についても、1250%のリスク・ウエイトを適用する。

<sup>7</sup> 直接・間接に議決権の10%超を保有している他の金融機関等、連結対象外の金融子会社・金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等、当該銀行の親法人等である金融機関等、当該銀行の親法人等の子法人等・関連法人等である他の金融機関等。

<sup>8</sup> 当該規定の適用がないものとして算出した額

## ② 他の金融機関等の資本調達手段（普通株式等以外）

他の金融機関等<sup>9</sup>の対象資本調達手段<sup>10</sup>のうち対象普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの<sup>11</sup>）以外については、自己資本からの控除ではなく、250%のリスク・ウェイトを適用することとしている。ただし、経過措置が設けられている（「5. 適用時期と経過措置」を参照）。

## ③ 特定項目（調整項目不算入部分）

その他金融機関等の対象普通株式等、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る）、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）のうち、コア資本に係る調整項目に算入されなかった部分には、250%のリスク・ウェイトを適用する。

## 5. 適用時期と経過措置

適用は2014年3月31日からの予定である。ただし、下記の経過措置が設けられている。

- 既発行の公的資金注入による資本調達手段は、強制転換条項付優先株式でなくても、引き続きコア資本に算入される。
- 新基準案により、コア資本から除外される資本調達手段のうち、非累積的永久優先株については、15年間の経過措置が設けられている。最初の6年間（2014年3月末から2020年3月30日まで）は全額をコア資本の基礎項目に算入することが認められ、その後毎年10%ずつ減額される。2029年3月末から全額不算入となる。  
それ以外については、最初の1年間（2014年3月末から2015年3月30日）は全額をコア資本の基礎項目に算入することが認められ、その後毎年10%ずつ減額される。2024年3月末から全額不算入となる。
- 土地再評価差額金の45%相当額については、最初の1年間（2014年3月末から2015年3月30日）は全額をコア資本の基礎項目に算入することが認められ、その後毎年10%ずつ減額される。2024年3月末から全額不算入となる。
- 「その他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係る調整額」については、コア資本の基礎項目への算入は、最初の1年間（2014年3月末から2015年3月30日）は一切認められず（0%）、その後毎年20%ずつ段階的に増額される。2019年3月末からは、全額を基礎項目に算入することが認められる。

<sup>9</sup> 自己資本比率の算定にあたり連結の範囲に含まれない金融機関等

<sup>10</sup> 資本調達手段のうち、自己資本比率規制の分子を構成する、普通株式に相当するもの（みなし普通株式を含む）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの、Tier2資本調達手段に相当するものをいう。

<sup>11</sup> みなし普通株式（普通株式、その他Tier1資本調達手段、Tier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段）を含む。

- 少数株主持分のうちコア資本に算入されない部分については、最初の1年間（2014年3月末から2015年3月30日）は全額をコア資本の基礎項目に算入することが認められ、その後毎年20%ずつ減額する。2019年3月末から全額不算入となる。
- コア資本に係る調整項目については、最初の1年間（2014年3月末から2015年3月30日）は全額を調整項目に含めず（即ち、控除せず）、その後毎年20%ずつ段階的に調整項目に含める（控除額を増額する）ことができる。2019年3月末からは、全額が控除対象の調整項目になる。当該経過措置により、調整項目に含めなかった部分のうち、旧規制上のTier1資本（基礎的項目）又は控除項目に該当する部分は、コア資本の調整項目に含め、それ以外の部分は旧規制上の取扱いに従う。
- 他の金融機関等の資本調達手段（普通株式等以外）のリスク・ウエイトについては、適用日（2014年3月末）から2029年3月30日まで（3月期決算では2028年3月期まで）は、250%ではなく100%とする。

以上